

告 示

埼玉県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークフーズ入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ヨークマート入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

（変更後）ヨークフーズ入間扇台店

埼玉県入間市扇台二丁目二番三十号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四丁目一番四号

（変更後）株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人

東京都江東区青海二丁目五番十号 テレコムセンタービル西棟十

二階

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

ニ 届出年月日

令和三年一月二十二日

二 縦覧期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月九日から令和三年六月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課